

—ハンセン病問題・えん罪問題・死刑制度・再審請求問題を考える市民の集い—

## ハンセン病問題啓発映画「新・あつい壁」上映会開催

特別講演 映画制作 中山節夫監督

7/27(土)pm2:00～(1:30受付開始 2:00上映)



無 料

場所・東本願寺別院大谷ホール(新町2-13大門口交差点近く☎226-0110)

※上映終了後に中山節夫監督の講演と弁護士による解説があります。

※250名収容 ※駐車場はありません。公共交通機関をご利用下さい。

主催 鹿児島県弁護士会 (☎099-226-3765)

共催 九州弁護士会連合会／ハンセン病問題市民会議かごしま (代表 向和典弁護士)

お問合せ:鹿児島市祇園之洲町53-1ひまわりビル3階 向総合法律事務所 (☎099-247-3531)

## 一菊池事件とは

「無らい県運動」のさなか、働き盛りの一農民Fさんは明確な根拠もない理由で「ハンセン病」と診断され、療養所に入所するよう勧告されました。Fさんは、自分をハンセン病患者と通報した村役場職員を逆恨みし、村役場職員宅にダイナマイトを投げ込んだとして、殺人未遂で逮捕されました(1951年8月)。Fさんはダイナマイトの知識など持ち合わせていなかったにもかかわらず、1952年6月9日に懲役10年の判決が言い渡されました。

Fさんは判決後の1952年6月16日に、収容されていた菊池恵楓園熊本刑務所代用拘置所から脱走しました。Fさんが逃走していたさなかの同年7月7日にダイナマイト事件の被害者が山道で全身を20数カ所刺されて死亡するという殺人事件が発生しました。警察官はFさんの行方を追い、逮捕間際に拳銃を4発発砲してFさんの右腕を撃ちぬきました。警察官は、重傷を負ってもうろうとしているFさんを取り調べるなどして自白調書をとりました(Fさんは自白した記憶がなく、その後、一貫して否認しています)。

最高裁判所は菊池恵楓園あるいは菊池医療刑務所(ハンセン病患者のみ収容)を特別法廷とすることを承認し、事実上の非公開で裁判は行われました。Fさんは殺人事件の犯行を否認していたのに、国選弁護人は「現段階では別段述べることはない」と述べ、証人尋問も立ち会わず、まさに弁護人不在ともいえる状態でした。なによりも、凶器とされた鎌・短刀・包丁のいずれも指紋の採取がなされた形跡がなく、凶器には血痕が付着していませんでした。にもかかわらず、検察官は「池で洗ったから」としてこれを証拠とし、弁護人はこれに同意したのです。

公判中は裁判官・検察官・弁護人らは感染を恐れて白い予防服とゴム長靴を着用し、ゴム手袋をはめた手で証拠物を扱うというハンセン病に対する無理解・差別・偏見に満ちた取扱いが為されました。

1953年8月29日、Fさんに対し死刑判決が言い渡されました。Fさんは控訴・上告したもの棄却され、1957年9月25日に死刑判決が確定しました。

Fさんは、三度の再審請求を行いました。1962年9月13日に三度目の再審請求が却下されました。しかし、Fさんはその知らせをうけることなく、翌日の9月14日に菊池医療刑務所から福岡刑務所に移送され、死刑が執行されました。

## 一鹿児島県弁護士会会長声明について

平成24年11月7日、「らい予防法」被害者三団体(全国ハンセン病療養所入所者協議会・ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会・国立療養所菊池恵楓園入所者自治会)は、検察官が「菊池事件」について再審請求をすべきだとする要請書を熊本地方検察庁に提出しました。

菊池事件の手続きの進め方が、不利益供述を強要されない権利(刑事訴訟法198条、憲法38条)、公平な裁判を受ける権利(憲法37条)、適正手続の保障(憲法31条)、弁護人による弁護を受ける権利(憲法34条)ならびに裁判の公開(憲法82条)などの日本国憲法の諸規定に違反することは明らかです。

本事件は本来人権を守るべき裁判官、検察官及び弁護人という法曹三者が、ハンセン病に対する無理解・差別・偏見により自ら取り返しがつかない人権侵害を犯し、個人としての尊厳(憲法13条)を踏みにじったものに他なりません。また、本事件は事実認定の面でも多くの問題点があることが指摘されていますので、司法の場において真相解明に向けられた活動がなされる必要があります。

公益の代表者である検察官が、誤った司法手続きを是正する責務があることは明白です。そこで検察官による再審請求を行うことを求めるべく鹿児島県弁護士会会長として声明を出した次第です。

## 一菊池事件再審請求要請運動について

「らい予防法」被害者三団体による検察官が「菊池事件」について再審請求をすべきだとする要請書が提出されたことを受け、九州・熊本を中心とした十万名におよぶ署名が提出されました。ここ鹿児島でもハンセン病問題市民会議かごしまやNPO法人「共に歩む会」などがこれに協力し、鹿児島でも一万名の署名が集められました。

被害者の名誉と人権の回復がなされ、菊池事件の解決が見られなければ、ハンセン病問題の真の解決はない、と言えます。